

奨学金繰上返還のご案内

公益財団法人大阪府育英会の奨学金をご利用いただいている保護者の皆さまへ
奨学金繰上返還のご案内です。

当会が貸付しました奨学金には返還義務があります。
返還は、卒業した年の10月から開始しますが、
いつでも、奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
繰上返還を希望される場合は、当会までご連絡ください。

※① 繰上返還は、借用人(お子さま)の将来の負担軽減を目的とするものです。

※② 繰上返還は、任意であり、決して強制するものではありません。

【令和2年度における繰上返還の受付条件】

- 1万円以上(千円単位)
※ご連絡いただく時に、繰り上げて返還する希望額をお伝えください。
払込票(振込手数料は当会が負担します)を送付します。
- 令和3年3月19日(金)までに返還可能な方
※決算手続の関係上、この日で一旦締め切らせていただきますが、
この日以降でも、返還は可能です。
その際には、当会までご連絡ください。

【本件問合せ先】

公益財団法人大阪府育英会
総務部 採用貸付課
住所：〒534-0026
大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階
電話：06-6357-6272